

## 第36回農地総会議事録

開催日時	令和2年6月8日(月) 午後3時35分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里 中島 義幸・大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根 中山 忠明・山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 矢野 強 <div style="text-align: right;">以上19名</div>	
欠席委員	なし	
事務局出席者	岩崎事務局長・近森次長・竹内係長・谷川主任・北村主査 <span style="float: right;">以上5名</span>	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 議案外(報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件</li> <li>・非農地証明願の件</li> <li>・買受適格証明願の件</li> <li>・農地法各条の取下・取消・訂正処理の件</li> </ul>	
備考〔添付書類〕	○第36回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第1号議案案件1 資料 ○第2号議案 参考資料 ○令和2年度 今後のスケジュール(予定) ○転用許可申請等の結果について(報告)	

開 議 長	会 議 長	(高橋 政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 35 分)) ただいまより第 36 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	本日は、全員が出席しております。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長	議 長	会議規則第 23 条第 2 項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。
委員 議 長	委員 議 長	(異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、山本和正委員と久保壽美男委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長	議 議 長	ただいまから、議案の審議を行います。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
谷川主任	議 議 長	今月は継続審議の案件も含め、全体で 3 件の申請が出されております。議案書は 2 ページをご覧ください。 案件 1 は、先月の第 35 回農地総会からの継続審議案件となります。 本案件は、申請地が荒廃しており、農地法の審査対象となるかということについて疑義が生じたため、継続審議となったものです。 仁井田、市街化調整区域、畑、2,482 m <sup>2</sup> 外 1 筆、合計 2,511 m <sup>2</sup> を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図は、No.1 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地は耕作不利地を除いて全て耕作または保全管理しているとのことで、申請の時点では、高知市以外にも、南国市、須崎市、香南市、四万十町にも経営農地があったことから、先月、各自治体の農業委員会に、耕作状況について照会しておりましたが、全て耕作中もしくは保全管理されているとの回答を得ています。 その他の項目について、ご説明いたします。 譲受人は今回の申請地では、全て粟を栽培する予定であるとのことです。 農機具については、耕運機など 11 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、また、5人の作業員を雇用して農作業を行っているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法について地域の防除基準に従い営農するため、影響はないと考えるとのことです。

なお、本件につきましては、冒頭に述べましたとおり、現地の農地性に疑義が生じたため、継続審議案件となっていたものです。

これにつきましては、5月19日に大野会長、山崎委員、中島義幸委員、北川農地利用最適化推進委員、事務局及び申請者代理人にて、現地を確認しました。この際、申請者代理人に現地の下草刈りをするよう指導しておりましたところ、5月25日に、申請者代理人より草刈りを完了したとの連絡があり、5月28日に現地を確認したところ、草刈りをした形跡がありました。現地の状況はお手元にお配りした写真のようになっております。なお、2枚目が前回の第35回農地総会でお配りした現地写真となっておりますので、ご参考いただければと思います。

案件1については以上です。

続きまして案件2は、大津乙、市街化区域、登記地目田、現況畑、655㎡を混同のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

なお、「混同」というのは、譲受人が申請地に対して既に賃借権を有している土地の所有権を取得した場合、賃借権と所有権が混同することとなるため、賃借権は自動的に消滅し、所有権だけが残ることをいいます。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、コンバインなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地周辺は住宅地で農地はありませんが、取得後もこれまでと同様に野菜を栽培する予定であるため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書は2ページから3ページにまたがります案件3は、春野町東諸木、市街化調整区域、畑、178㎡外8筆、合計4,505㎡を、贈与により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図は、No.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

今回の譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となりま

す。

耕作計画書及び申請書の別添によりますと、譲受人は現在農地を所有しておりませんが、今回の申請地の前所有者である兄と、兄より相続した姪が県外在住で耕作できる状況にないため、以前より申請地で水稻及び蔬菜類を耕作しており、今後も耕作を続けていくとのことです。

農機具については、管理機など2台の大農機具を所有しており、トラクターは必要に応じて借りる予定であるとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農作業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、特に問題は見当たらないが、仮に問題が発生したとしても、自己責任で対処するとのことです。

また、議案書に記載しております、譲受人の経営面積は0㎡となっておりますが、本案件が許可となりますと、経営面積は合計で4,505㎡となり、下限面積要件を満たすこととなります。案件3については、以上です。

以上、案件1については申請地の農地性が認められれば、許可要件の全てを満たすと考えます。

案件2と案件3については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に事前に現地確認をさせていただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議 長

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。まず、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。

山崎委員

案件1については、先月の審査結果を踏まえ、草刈り後の状況を確認して審議した結果、現地が耕作できる状況になったものと判断し、許可相当と認めました。

議 長

次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員

案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問が

<p>委員 議長</p>	<p>ございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>竹内係長</p>	<p>今月の5条許可申請は案件1のみとなっております。</p> <p>この案件については、この後、詳細を担当からご説明いたしますが、書類について農地法施行規則第30条第1号から第4号及び施行規則第57条の2第2項に規定されております、法定のものを含む添付書類が、いくつか不備の状態のままとなっております。</p> <p>事務局としましても、「法定の書類が提出されていないので、このままでは審査ができず、県でも許可になりませんので、書類を添付してください」と申請者に補正を求めましたが、「それでも構わないのでとにかく申請を提出する」という返答で、補正に応じていただけませんので、こうした場合の取り扱いにつきましては、県とも相談をいたしました。</p> <p>本日、机上配布しております、右肩に「参考資料」という赤の角判を押したA4の資料をご覧ください。</p> <p>1枚目は、総務省のホームページのQ&amp;Aを印刷したのですが、「Q6許可申請書を役所が受け取ってくれません。」という質問に対して、「申請書が役所に届いたら、役所は遅滞なく審査を開始することになっています。つまり、申請を受け取らない、受け取っても放置しておく、申請書を返却するなどの取り扱いをしてはいけないことになっていますので、その旨を役所にはっきりと説明してください。なお、申請書に記載漏れがあるなど形式的な不備がある場合、不備を正すよう求める補正として申請書が返却されるときもありますが、この場合であっても、申請そのものがなかったことにはなりません。」という回答になっております。</p> <p>また、資料の2枚目には、より、今回の事例に近い例として、「農地法講義」という参考書の写しを添付しております。</p> <p>ページの一番上「設問12-1」は、農地法4条の許可申請を農業委員会に提出したが、農業委員会は法令添付書類が整っていないことを理由に申請の受領を拒否した。この取り扱いは適法か。という内容です。4条と5条の違いはありますが、非常に近</p>

い例と思われます。

これに対する解答は、「農業委員会は、提出された申請書をそのまま県知事に送付する義務がある。ただし農業委員会は申請者に対し、任意に必要書類の添付を求めることができるが、申請者がこの指導に従おうとしない場合は、そのまま知事に申請書を送付するほかはない。」となっております。その後ろに、さいたま地方裁判所の判例が掲載されております。

今回の案件は、後段の「形式的な不備がある場合」に当たりますので、補正を求めたけれども、これに申請者が応じないということになります。

この場合、農業委員会としては、必要な書類が添付されていないこと、申請の却下、あるいは不許可などの不利益処分を被るおそれがあることを申請者に伝えた上、申請者がそれでも指導に従わない場合、申請書を知事に送付するほかないと考えられます。

県の担当者との相談では、以上の点について確認し、農業委員会の意見としては、判断不能という結論になることもやむを得ないということでご了解をいただきました。

なお、資料の3枚目には行政手続法の該当条項の写しを載せております。

農地総会の議決を経た後の手続きとしましては、3,000㎡を超える転用ですので、県ネットワーク会議に意見を諮問した後、県が申請内容の審査、補正等を行うこととなります。また、この段階で、県が申請書の形式的要件が整っていないことを理由として申請を却下することも可能です。

申請者が県の補正に応じて添付書類を提出した場合には、その段階で、県が改めて許可要件を満たすか否かを審査することになります。

なお、案件の詳細につきましては、担当からご説明いたします。

谷川主任

それでは、ご説明いたします。

今月は、全体で1件の申請が出されております。議案書は5ページをご覧ください。

案件1は七ツ渚、畑、148㎡外7筆、合計4,726㎡を、土捨て場に転用するため、所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗っている所が申請地です。

農地の区分については、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地と判断しております。

本案件につきましては、申請者が事業計画書の提出を拒否したため、事業内容の詳細についての説明はできません。

また、添付書類につきましても、代替性検討表、公図、土地造成計画図、排水計画図、被害防除計画書、法人関係書類、資金証明書類といった、法定のものを含む添付

資料が提出されておらず、登記事項証明書について1筆分添付されていないものがあるほか、土地利用計画図については詳細部分の記載がありません。

申請者に対し、法定の添付資料が不足している状態では不利益処分を被る可能性が高いことを説明したうえで、資料の提出を求めましたが、申請者はこれを拒否しました。申請者の申し立てでは、「申請地において森林法の開発許可を得ているため、農地法の申請は不要であるが、農地を買い受けるのに許可が必要なので書類を提出する。申請書について説明が必要なら県に直接説明する」とのことです。

他法令の関係では、事業対象地付近の森林法の開発許可書が添付されておりますが、申請者の関連法人に交付された許可書であり、また、対象地の明細も添付されておらず、本件申請地との関連は不明です。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議長 第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一事前審査会です。第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員 案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議しましたが、事務局からの説明のとおり、法定の書類が添付されておらず、許可要件の確認ができませんでしたので、判断ができないものと議決しました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

廣井委員 竹内係長から説明がありましたとおり、役所が書類を受け取らない、突き返すことはしてはならないということになっています。しかし、法定書類が整っていないことについて、提出がされないということであれば、農業委員会が不受理をするのではなく、県に送って、そこで法定書類が整っていないことをもって許可が出ないという結果が出るのが正しいと私も思います。

議長 他にありませんか。

山本委員 セツ澁で、同じ業者か分かりませんが、現在土砂捨て場のようになっている所があると聞いていますが、その近隣に住んでいる方は心配をされているということもよく聞きますので、今後地域の方の意見も聞きながら慎重に進めていっていただきたいとします。

議長 他にありませんか。

大野会長 この案件は、ネットワーク機構へ行かずに、県に送付することになるのか。

竹内係長 3,000 m<sup>2</sup>を超える転用許可申請の案件については、ネットワーク機構で意見を諮問するということが法律で定められていますので、諮問をする必要があります。

議長 他にありませんか。

委員 議長	<p>(意見・質問なし)</p> <p>他にご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件1については、3,000 m<sup>2</sup>を超える案件ですので、県ネットワーク機構に諮問した後、法定の添付書類が整っておらず、許可要件を満たすことが確認できないため、判断ができないとの意見を付して、申請書を県知事に送付することに、決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員 議長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
谷川主任	<p>今月は、全体で10件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が6件、更新設定が4件となっております。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。利用権設定の総括表を掲載しております。</p> <p>表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が10名で延べ10名、利用権の設定を受ける者が10名で延べ10名となっております。</p> <p>右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が17筆で20,987 m<sup>2</sup>、畑が1筆で882 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>更に右隣に進んでいただきまして、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、新規設定が14筆で18,328 m<sup>2</sup>、更新設定が4筆で3,541 m<sup>2</sup>です。期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。</p> <p>それでは、利用権の新規設定の案件についてご説明します。なお、利用権の設定期間の開始日は、いずれの案件も令和2年7月1日となります。議案書は8ページをご覧ください。</p> <p>案件4は、春野町弘岡下、田、2,187 m<sup>2</sup>を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して、5年間農地を借り受けるという、賃借権の新規設定です。</p> <p>なお、貸付予定者は、果樹を栽培する予定とのことでした。</p> <p>また、本件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局が確認しております。</p> <p>続きまして案件5は、春野町東諸木、田、2,176 m<sup>2</sup>のうち1,224 m<sup>2</sup>を16年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、2,176 m<sup>2</sup>のうち952 m<sup>2</sup>については、平成29年8月1日に今回と同一の賃借人と利用権を設定済みであり、今回は残りの部分の申請となっております。</p> <p>続きまして案件6は、春野町東諸木、田、1,611 m<sup>2</sup>外1筆、合計4,587 m<sup>2</sup>を5年間</p>



貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の賃借人は一般法人のため、農地が適正に利用されていない場合においては賃借を解除されるという解除条件付きの賃借権の設定となっております。

また、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となります。耕作計画書によりますと、賃借人の法人は長浜地区で老人ホームやグループホーム等を経営する法人であり、今回の申請地では障害者の就労支援事業所の事業として米作を行い、収穫した米については、法人のグループホーム等の施設で給食として消費するとのことです。

続きまして、議案書8ページから9ページにまたがります案件7は、春野町東諸木、田、694㎡外5筆、合計5,651㎡を3年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして案件8は、春野町西畑、田、3,253㎡を15年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本案件の賃借人は土佐市に居住しているため、土佐市農業委員会に確認したところ、土佐市での農家登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借受人はこれまでも申請地でキュウリを栽培しており、ハウスの老朽化に伴い、補助事業による建て替えを行う予定で、将来的に規模拡大を目標としているとのことです。

続きまして、議案書9ページから10ページにまたがります案件9は、以前からの賃借権、いわゆる小作権が設定されていた土地について、賃借権を合意解約し、新たに利用権の賃借権を設定する申し出となっておりますので、関連案件といたしまして、議案外報告④農地法第18条第6項の規定による合意解約の件の案件3について、先にご説明します。議案書は23ページをご覧ください。

議案書23ページから24ページにまたがります案件3は、春野町森山、田、809㎡外2筆、合計1,426㎡の土地につきまして、当事者双方の合意により賃借権を解約したことについて、令和2年4月27日に通知があったものです。

なお、合意解約通知については、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、事務局長専決処理により受理しております。

それでは、第3号議案の説明に戻ります。議案書は9ページにお戻りください。

議案書9ページから10ページにまたがります案件9は、春野町森山、田、809㎡外2筆、合計1,426㎡を10年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分が過半

	<p>数となる方からの同意があることを事務局で確認しております。</p> <p>以上、更新設定も含めて計画の内容は経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18項第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと議決されますと、令和2年7月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二、第三、第四事前審査会です。まず、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>案件1については、計画を妥当と認めました。</p>
議 長	<p>次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>案件2については、計画を妥当と認めました。</p>
議 長	<p>次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件3から案件10については、計画を妥当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。</p> <p>議案外の報告を事務局より一括してお願いします。</p>
谷川主任	<p>議案外の案件についてまとめてご報告いたします。</p> <p>まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は12ページをご覧ください。</p> <p>今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、長浜が1件、大津が1件、土佐山が1件、議案書13ページから16ページに跨りまして春野が2件です。</p> <p>全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は18ページをご覧ください。</p> <p>今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が2件、潮江が1件です。</p>

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は20ページをご覧ください。

今月は6件の届出が出されており、地区の内訳は、初月が1件、鴨田が1件、潮江が1件、中央が1件、長浜が1件、大津が1件となっております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は23ページをご覧ください。

今月は3件の合意解約通知が出されており、地区の内訳は介良が2件、議案書24ページにまたがって春野が1件です。

第3号議案の関連案件として先にご説明した案件3も含めて、全ての案件について、農地法施行規則第68条第2項の規定に基づき、当事者が連署した通知であることを事務局で確認し、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局専決処理により受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は26ページをご覧ください。

今月は5件の申請が出されており、地区の内訳は、旭が1件、三里が1件、一宮が2件、高須が1件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑥買受適格証明願の件についてご報告いたします。議案書は29ページをご覧ください。

今月は1件の申請が出されております。

買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売等に際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買い受けることができることの証明です。

競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可若しくは農地法第5条による許可等が必要になります。

もしも入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買受け、

<p>議 長 大野会長 竹内係長</p> <p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>あるいは農地法第5条による転用のための農地買受けができなかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、入札に参加する者は、あらかじめ落札した場合に農地法第3条若しくは農地法第5条許可等を受けることができるという、許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものです。それでは案件の内容についてご説明いたします。</p> <p>案件1は、長浜、市街化区域、登記地目畑、現況雑種地、330㎡につきまして、自己住宅に転用する目的で、高知市税務管理課が実施する公売に参加するための申請で、担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、問題ないと判断されましたので、事務局長専決処理により証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、⑦農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書は、31ページをご覧ください。</p> <p>議案書31ページは、農地法第4条の規定による農地転用届出を取消す内容となっております。</p> <p>今月は2件の取消願が出され、地区の内訳は、旭が2件となっております。</p> <p>両案件とも、地目変更して信託財産とするため準備していましたが、都合により信託財産に組み入れないことになったため、取消願が出されたものです。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>23ページの案件1と案件2は、人も土地も同じだが、なぜ2件あるのか。</p> <p>土地は同じではなく、地番が異なります。案件1と案件2の所有者は別の方で、それぞれの所有者から農業公社が借りて、同一の方に貸していたものを解約したものです。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたらお願いします。</p>
<p>事 務 局 報 告</p> <p>近森次長 竹内係長 議 長</p> <p>委 員 議 長</p>	<p>(「令和2年度今後のスケジュール(予定)」を説明)</p> <p>(「転用許可申請等の結果について(報告)」を説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようでしたら、事務局からの連絡を終わります。</p>

次回農地総会 議長	次回の農地総会は、令和2年7月7日（火）を予定しております。
閉 議 長	（議長 高橋政継 挨拶して閉会を宣す。（午後4時20分）） 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 2 年 7 月 1 日

議長

高橋政継

議事録署名委員

久保 勇美

議事録署名委員

山本和正

議事録作成者

北村 沙季